

静岡県公安委員会規則第14号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
浜松西警察署	(略)			浜松西警察署	(略)		
	館山寺町交番	(略)			館山寺町交番	(略)	
	湖東交番	浜松市西区伊左地町8678番地の1	浜松市西区のうち伊左地町、大人見町、大山町、湖東町、古人見町、桜台一・二・三・四・五・六丁目、佐浜町、和光町、和地町		湖東交番	浜松市西区伊左地町8678番地の1	浜松市西区のうち伊左地町、大人見町、大山町、湖東町、古人見町、桜台一・二・三・四・五・六丁目、佐浜町、和光町、和地町
	篠原交番	(略)			篠原交番	(略)	
(略)				(略)			
雄踏町交番	(略)		雄踏町交番	(略)		(略)	
和地交番	浜松市西区和地町1778番地	浜松市西区のうち伊左地町、大人見町、大山町、湖東町、古人見町、桜台一・二・三・四・五・六丁目、佐浜町、和光町、和地町		和地交番	浜松市西区和地町1778番地	浜松市西区のうち伊左地町、大人見町、大山町、湖東町、古人見町、桜台一・二・三・四・五・六丁目、佐浜町、和光町、和地町	
村楯町警察官駐在所	(略)		村楯町警察官駐在所	(略)		(略)	
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年8月12日から施行する。